

日本学生支援機構『給付型奨学金』

岐阜県立八百津高等学校における推薦基準について

1. 給付型奨学金とは

優秀な学生で経済的に就学困難な状況にある低所得の生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的とした返還義務のない奨学金制度。

2. 推薦対象

住民税非課税世帯 または 社会的養護を必要とする人

- ・住民税非課税については、住民税(非)課税証明書の市所得割額が 0 円であること。もしくは、家計支持者が生活保護を受給中であること。
- ・社会的養護とは、児童養護施設等入所者や里親の養育を受けていること。(次の施設等に入所していることがこれに該当する。児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業、小規模住宅型児童養育事業、里親)

3. 推薦枠について

岐阜県立八百津高等学校 2 名 (平成 29 年度現在)

※ ただし、社会的養護を必要とする生徒については、推薦枠の範囲外で推薦をすることが出来る。

4. 推薦基準について

1. 人物について

学習活動その他生活の全般において態度・行動が給付奨学生としてふさわしい。

⇒特別指導等の対象となった経歴がないこと。

進学の目的及び進学後の人生設計が明確である。

⇒進学意識が高いこと。進学に向けた努力を続けていること。

2. 健康について

修学に耐えうるもの。

3. 学力および資質について

教育目標に照らし合わせて十分に満足できる高い学習成績を収めているもの。

⇒1. 2 年次の評定平均で上位であること。

4. 家計について

推薦基準を満たしていること。